

報告事項 3

臨時代理の報告について

茂原市教育委員会行政組織規則（昭和47年6月茂原市教育委員会規則第5号）第8条第1項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第3項の規定により報告する。

平成29年4月26日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則について、茂原市教育委員会行政組織規則（昭和47年茂原市教育委員会規則第5号）第8条第1項の規定に基づき臨時に代理し、次のように制定する。

平成29年3月31日

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市立幼稚園の保育料に関する規則の一部を改正する規則

茂原市立幼稚園の保育料に関する規則（平成27年茂原市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表備考を次のように改める。

備考

- 1 この表の②階層から⑤階層までの階層区分において地方税法（昭和25年法律第

- 226号) 第292条第1項第2号に規定する所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。
- 2 支給認定子どもの属する世帯が、この表の③階層の世帯であって、次に掲げる世帯のいずれかに該当する世帯の保育料の月額は、支給認定子どものうち最年長の子どもにあつては、3,000円とし、第2子以降の支給認定子どもにあつては無料とする。
- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (3) 千葉県知事の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定により障害基礎年金の支給を受けている者の属する世帯
 - (7) 生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯
- 3 支給認定子どもの属する世帯の市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯であつて、支給認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者であつて、支給認定保護者と生計を一にする者がいる場合は、最年長の者から数え、支給認定子どもが第2子に該当する場合にあつては、この表の保育料（月額）の欄に掲げる額の半額とし、第3子以降の支給認定子どもにあつては無料とする。
- 4 支給認定子どもの属する世帯に支給認定子ども及び次に掲げる子ども（以下この表において「対象世帯子ども」という。）がいる場合の保育料の月額は、対象世帯

子どものうち最年長の子ども（以下この表において「第1子」という。）が支給認定子どもであるときはこの表の保育料（月額）の欄に掲げる額とし、対象世帯子どものうち第1子を除き最年長の子ども（以下この表において「第2子」という。）が支給認定子どもであるときはこの表の保育料（月額）の欄に掲げる額の半額とし、第3子以降の子ども（対象世帯子どものうち第1子及び第2子以外の子どもをいう。）が支給認定子どもであるときは無料とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、義務教育学校又は同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども（第3学年の終わりの日までに満9歳に達する子どもに限る。）
 - (2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する小学校就学前子ども
 - (3) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部に在籍する小学校就学前子ども
 - (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども
 - (5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども
- 5 この表の保育料（月額）の欄に掲げる保育料には、食事の提供に係る負担金を含まない。
- 6 支給認定子どもが特別利用教育を受けた場合の保育料は、この表の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。